

令和2年 第2回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和2年7月21日（金）

9：30～12：30

～速記録～

◎ 副議長（杉岡 義信）

それでは皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、何かとご多忙のところご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。私、副議長の杉岡でございます。岡田議長におかれましては「腰椎分離すべり症」の診断書の提出があり、現在入院中ですので私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議くださいますとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。ただいまから令和2年第2回相楽東部広域連合議会定例会を開会致します。平沼広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

皆さんおはようございます。本日は、令和2年第2回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。はじめに、この度の九州地方を中心とする「令和2年7月豪雨」により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復興を祈念いたします。さて、新型コロナウイルス感染症については、東京を中心に感染者が再び増加し、京都府内にも感染者が発生するなど、予断を許さない状況であり、状況を注意深く見ていく必要があると考えております。本定例会におきましては、GIGAスクール構想に伴うものが主な内容とする令和2年度の一般会計補正予算等についてご審議をお願い申し上げますとともに、令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告を行うこととしております。なにとぞよろしくご審議いただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦勞様でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、10番、梅本章一議員、1番、高山豊彦議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る7月14日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 (杉岡 義信)

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。日程第3、閉会中の委員会調査報告を求めます。はじめに総務厚生常任委員長、西岡良祐議員。

◎ 総務厚生常任委員長 (西岡 良祐)

それでは、総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、7月9日午前9時30分から和東町体験交流センター会議室で開催いたしました。まず、令和2年度一般会計歳入歳出予算の執行状況として、総務課、環境課所管の事業について6月末時点での数値で説明を受けました。次に、令和2年第2回定例会の概要として令和元年度一般会計明許繰越計算書に関する報告書、令和2年度第1号補正予算(案)について、以上の各案件について概要説明を受けました。主な質疑では一般廃棄物処理基本計画策定に係る明許繰越計算書について計画の策定期間、また、補正予算案については、デジタル排水接続機器更新の増額分に係る機器性能向上の内容や理由、補助金の有無といった質問や、クリーンセンター施設の安全対策方針についての最終報告の結果等を全員協議会で盆明けに説明をするとの報告を受けました。最後にその他として、京都市町村退職手当組合への加入について説明を受け、委員からは分担金の予算化、加入に必要な議会の議決時期等の質問が出されました。以上で7月9日に開催した総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長 (杉岡 義信)

続きまして文教常任委員長、鈴木かほる議員。

◎ 文教常任委員長 (鈴木 かほる)

文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、7月10日午前9時30分から和東町体験交流センター会議室で開催しました。まず、令和2年度一般会計歳入歳出予算の執行状況として、教育委員会所管の事業について、6月末時点での数値で説明を受けました。主な質疑では、学校休業期間中の笠置児童館の開館、利用状況等についての質問が出されました。次に、令和2年第2回定例会の概要として、令和元年度一般会計明許繰越計算書に関する報告書、令和2年度第1号補正予算(案)、以上の各案件に関する概要説明を受けました。主な質疑では、補正予算(案)について、GIGAスクール用備品購入事業に係るタブレット端末の通信経費、運用方法、各家庭でのWi-Fi環境の整備状況、また令和元年度笠置山文化財清掃管理事業の委託料未支払いの経緯、和東町史編さん事業の進捗状況、教育現場での新型コロナウイルス感染症予防対策等について、それぞれ質問が出され

ました。最後にその他として、京都府市町村退職手当組合への加入について説明を受けました。以上で7月10日に開催した文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

以上で報告を終わります。日程第4、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので関連質問は許可しません。3番、頭鬼久雄議員の発言を許します。頭鬼君。

◎ 3番（頭鬼 久雄）

頭鬼久雄でございます。議長の許可を得ましたので通告書に従って連合長に質問致します。1つ、今止まっている相楽東部クリーンセンターですが、今後どのようにしていくつもりか。現在、伊賀市の業者をお願いしているわけですが、いつまでも続けるわけにもいかないでしょうし、廃炉にして別の場所に建て替えることも現実的ではありません。迷惑施設を受け入れてくれた和束町に感謝し、再稼働をお願いするしか仕方がないように思いますが、いかがでしょうか。2つ目、クリーンセンターの敷地は大変な状態になっております。沈み込んだ基礎部分、倒れそうな擁壁、下を通る町道に落ちそうです。早急に対策をしなければならない。施工業者との間でおこなわれていた裁判において、クリーンセンター側の主張に沿っての和解が行われたと聞いています。どうして解決したのに修復の工事に入らないのか。3つ目、1、2の答弁と重なる部分が多いかと思いますが、今後の取組について順に答えていただきたいと思います。後は自席で行います。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長答弁。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

頭鬼議員のご質問にお答え致します。まず1番目、相楽東部クリーンセンターの今後についてでございますが、相楽東部クリーンセンターについては、20年間の地元区との公害防止協定書の期間が終了したことにより、平成31年度末をもって稼働を休止し、それ以降については、民間委託により一般廃棄物の処理を行っているところでございます。今の状況は過渡期の対応と考えており、「一般廃棄物について、市町村が自ら処理を行うことはもとより、他者に委託させる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有する」という廃掃法の趣旨を踏まえ、安定的・効率的に処理が行えるよう検討していきます。まずは、「相楽地区における環境施設の確認書」が交わされていること、京都府ごみ処理広域化計画も計画期間を過ぎ、今後計画の見直しを行う予定であり、今後、協議の機会もあると思われることから、タイミングを見ながら引き続き広域処理を検討していくとともに、

新施設の建設や再稼働についても、テールアルメ擁壁の状況や費用面等の課題について整理し、比較検討することで方向性を決めてまいります。次に2番目のテールアルメ擁壁安全対策工事についてでございます。テールアルメ擁壁の状況について、現況評価に関する調査解析検討業務の結果が出たところであり、8月に全員協議会を開催し、委託先の建設工学研究所から皆様に報告していただくことを予定しているところでありますが、敷地全体に広範囲にわたり支持不足の地盤が広がっていること、想定を超えるテールアルメ擁壁や地盤の変状が長年に亘り継続している等の結果が出ており、大変厳しい状況であると認識しています。今後の対策につきましては、全員協議会で、現状で考えられる安全対策工法について説明がある予定ですが、それを基に地域の安全、住民の安心・安全を最優先とすること、クリーンセンター施設やごみ処理の今後の方向性と整合性を図ること、これらを踏まえて、費用対効果を最大限考慮した安全対策を検討することを大前提とし、全体費用を考慮しながら、段階的に検討を進めてまいります。併せて、それまでの間、動態観測を継続し、連合として土壁基盤の動き、経過を把握し、安全の確保に努めてまいります。次に3番目の今後の取組の順についてです。今後の取組については、まず、先ほど答弁しましたとおり、全員協議会を開催し、調査結果を議員の皆様へ報告し、安全対策を検討していくことが一番であると考えています。安全対策を行いながら、先ほど述べましたとおり、引き続き広域化の協議を継続していくとともに、テールアルメ擁壁の現状がどのような状況かを見ながら、ごみ処理の各方法の課題等を比較検討し、ごみ処理の方向性を決めてまいります。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

3番、頭鬼君。

◎ 3番（頭鬼 久雄）

このクリーンセンターごみ処理問題ですけれども、今説明をしていただいたように、今のような民間の業者をお願いをすれば、また再開するとか、どれをとっても大変難しい問題だと思います。早急に決定できるとは思いませんが、休むことなくやっていただきたい。それから敷地のことなんですが、これについては災害が起こってからでは、もう遅いんでなるべく早く現在でも敷地が本来の計画よりもかなり縮小されていますんで、例え縮小されても災害が起きないような、擁壁が崩れて、町道がふさがり、下の川に流れこまないように、九州で今大変なことになっていますんで、それを第一に考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

頭鬼議員のご指摘のことを旨といたしまして取り組んでまいります。

◎ 議長（杉岡 義信）

3番、頭鬼君。

◎ 3番（頭鬼 久雄）

わかりました。時間のほうかなり残っておりますが、この問題については一長一短で答をいただけたらと思っておりますし、今後とも十分検討していただけたらということを期待いたします。質問を終わります。ありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

3番議員、頭鬼久雄議員の質問が終了いたしました。続きまして、4番、藤井清隆議員の発言を許します。藤井君。

◎ 4番（藤井 清隆）

議長のお許しができましたので、一般質問させていただきます。まず1番、再生可能エネルギーの活用についてということです。平成28年7月、相楽東部3町村では、未来づくり推進協議会が発足し、翌年その意思を受けて、京都府の担当者を交えて東部未来づくりセンターができました。過疎化が進むこの地域の復興創生をめざして地場産業の育成、観光、子育て、福祉、交通網の整備、農泊やシルバー人材センターの設立など、多岐にわたる課題が模索されたと思います。そんな中、本年、世界中に拡大しつつあるコロナ禍による社会の変貌は各方面に顕著であり、行き過ぎたグローバル化に対する反省を迫っているとも考えられます。そこで、当地域におきまして、より地域の資源を生かした地産地消型の発展をめざすため、一つの提唱をしたいと思います。それはエネルギーの自給であります。世界では地球温暖化防止の為にCO2削減が強く求められており、わが国でも遅ればせながら、石炭火力の大幅な削減を実行し、再生可能エネルギー増大に大きく舵を切ろうとしています。わが東部においても、恵まれた自然を生かした、太陽光、水力、木質バイオなどの再生可能エネルギーの活用を図るため連合内か、未来づくりセンターの中に専門家を入れて部署を作るという事を検討願いたいと思います。2番、生ごみの資源化について、1で申し上げた地域資源の活用という意味において、生ゴミは立派な資源であります。可燃ごみの中に入れられますが、水分量80%以上にもなる生ゴミを少し水切りしたところで、燃えにくく、燃やすべきでもないものであります。発酵させれば、微生物やミネラルを多く含んだ堆肥ともなる有機資源であります。これを燃焼させる事は、CO2をいたずらに排出させる愚行であり、すぐに止めるべきであります。よって次の事を提唱します。

- 1、生ごみ収集を中止する事、現在、業者委託になっていますが、処理費用の観点からも

資源有効利用の点でも、直ちに生ゴミ収集を中止すべきであります。基本を自家処理とし、畑に埋めるか、コンポストで堆肥にするものとし、それらが適わない場合は、各区などの近隣地区内に収集コンパネ等を設置し、現地で堆肥化する。また、事業系、公共施設など規模の大きいものについては、堆肥化等、一定の処理施設を設けるべきと考えます。2番は、紙類は、収集の後、さらに細かく分別し、固形燃料化して売却する。尚、草や剪定枝なども、生ゴミに出さずに堆肥化すべし。3番、1、2以外で、紙オムツなど、どうしても焼却すべきものは収集すると。委託という言葉はあれなんです。仮にということです。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長答弁。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

藤井議員のご質問にお答えします。まず再生可能エネルギーの活用についてでございますが、太陽光・風力・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、地球温暖化の防止や、エネルギー自給率の改善にも寄与するエネルギーであり、国においても、将来的には再生可能エネルギーを主力電源にしていくこととされており、議員ご指摘のとおり、その活用は重要であると考えています。相楽東部広域連合については、平成20年12月の設立以降、当初の広報紙の発行・福祉関係の協議会から、教育委員会の設置・運営、じんかい処理施設の設置・運営、認知症初期集中事業に関する事務など、広域的に処理した方が効率的でかつ効果的な事務をその都度、追加してきました。また、平成28年7月に新たに「相楽東部未来づくり協議会」を設置し、平成29年4月からは、「相楽東部未来づくりセンター」を開設し、交流人口・定住人口の拡大に向けた地域創生事業を積極的に展開し、府と町村職員が共同で知恵とネットワークを結集し、攻めの政策連携・共同化を推進しているところです。再生可能エネルギーの活用につきましては、今のところ、構成町村において取り組まれることであると考えております。次に生ごみの資源化についてでございます。生ごみについては約半分が水分で占められていることから、ゴミの減量化のためには、その量を減らすことは重要であると考えています。そのためには、その発生を抑えるため「出さないようにすること」や「出す量を減らすこと」が必要であり、こちらは、これまでから、住民の方々には十分に水を切って出していただくなどのお願いを行っています。また、議員ご指摘のとおり「出たものを資源として活用する」ことも重要と考えており、こちらは、構成町村において、家庭用の生ごみ堆肥化容器などの設置に対する補助を行うなどの取組を行っています。議員ご提案の生ごみ収集の中止等を行うためには、収集の方法の変更や生ごみ処理施設の整備等が必要になりますが、現在はご承知のとおり相楽東部クリーンセンターの

稼働が停止しており、民間委託により処理を行っているところでございます。先ほどの頭鬼議員の質問に対して答弁しましたように、これは過渡期の対応であり、今後、どのようにごみ処理を行うか検討していく予定であり、その方向性が出ていない現状では、困難であると考えております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

4番、藤井君。

◎ 4番（藤井 清隆）

質問についての答弁ありがとうございました。それでですね、1番のこういうエネルギーですね、実用ということで各町村で取り組むべきやという答なんです、再生可能エネルギーといいましてもそこに書いてあるとおり、水力ですね、太陽光などいろいろあるんですけどね、特に取り上げたいのは木質バイオなんです。これはですね、今現在、山が荒れてまして、森林どこもそうなんです、枝打ちとか剪定、間引きですよ、そういったものが必要な切り出しの時期が来ているようなところがいっぱいあります。ほとんどそうなんです。ほとんど手入れが出来ていないんです。それでやはり地域ですね、森林を整備すると、それが地域で雇用を生むわけなんです。僕が考えていますのはね、それをどう利用するか、木質バイオですわね、普通は大規模なものが多いんです。京都府内においても丹後とか南丹市ですか、そちらの方はし尿とか出ますんでバイオをやっているとかあるんですけど、それは大規模施設でありましてね、僕が考えているのは木質バイオの中でも小規模のものなんです、大体40キロワット2,000ぐらいまでのあるんですけど、そういう小さいやつと言うのはヨーロッパあたりでドイツとか、北欧あたりで盛んに行われておりまして、そちらのものを利用して出来ないかということなんです。それはある程度の規模がないとですね、地域またがらないと維持できませんので地域内で東部内でそういう計画ですね、再生可能エネルギーですね、木質バイオできないかとそういうつもりがありましてね、それで申し上げたわけなんです。これについてですね、そういったことですね、協議する場として簡単にできませんけどやろうと思えば、住民のみなさんと協議、森林組合とかそういった事業者作ってそんな簡単に出来るものではありませんので、長くかかるんですけど計画を進めると言うことは大事なんで、その点、森林計画について共同でもね、そういうものについてどのようにお考えか答えていただけますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほど答弁しましたとおり、連合としては、各町村に任すということでお答えをさせていただきます。それで、私、村ですが、確かに藤井議員がおっしゃられたこと検討いたしております。南丹市の例も私も存じあげておりますし、森林を伐採する伐採分をどうするか、うちの方は高山ダムがございまして、年間流木500トンぐらい発生してそれを受け入れるところがないということで困っているところでございますけども、そういったことがこのような形で出来ないものか検討はしているんですが、なかなか出口の部分がですね、ペレットの先がなかなか確保できないというそういった面もございまして。使うところと言いますとボイラー燃料ですのでボイラーになるかと思うんですが、そのボイラーを全部替えていくとか、またそれに対するハンドリングとかまた負荷のかかる分もありまして、なかなか一朝一夕にそういうことは難しいかなというふうになんか今のは考えているところでございまして。そういった取組はですね、もう少し発展した形では考えていきたいと思っております。これは今、村の考えとしてそういうことも検討しているということでございまして。

◎ 議長（杉岡 義信）

4番、藤井君。

◎ 4番（藤井 清隆）

やはり需要はあるわけですね。木質バイオと申しますのは熱源と電気ですよ、発電するわけですね。熱源も取りますので熱も非常にどういふのかね、有効に資源が生かされるということですね。だから、様々にね大きなものはですね、いらぬ、地域だけの木が集められるかということですね。試算致しましてそれに応じて作るということで、だから、これ、今すぐは難しいですけど、やはりこういうことが審議できるような体制づくりを東部の中でやってもらいたいと思います。大きくした方が効率的ですからね、それはそれでお願いをしておきます。2番目の生ごみの資源化についてなんですけど、これは、前回も申しましたように一般質問で申し上げたんですが、やはり原理原則から言って生ごみ燃やすと、堆肥化すると、あるいは循環施設へガス化しろと、メタンガスですね、そういう、皆さんというかね、そういう流れがポチポチ出来てきているんですけどね、やはりなんて申しましょうか、これもあれなんです、バイオで東部のほうでは3町村の方では水切りとかですね、コンテナに出してやっておられるとコンポストですかね、やっておられると言うことなんですけど、やはり依頼とかどうしてもお願いするという格好になりますので、行政の方できちんと進めようと思えばですね、これをお願いしますと、こういう風にしてくださいという形の政策が大事やと思いますので、やはり住民を信頼してもらってですね、処理を任せると自分のところの畑があればもっていくし、コンポストがある人はそれを使って出来るし、出来ない人はさっき言いましたとおり会所あたり何箇所かね、コンパネですよ、そ

ういったものを作ってそこで持ってきてもらって入れてもらおうと微生物次第、微生物なんかいけないといかんのです。途中でいけないといかん、多少のあれは必要なんですけど、メンテナンスは必要なんですけど、それで出来ないものについては不可能なものについては大きなものとか、事業所みたいなところは、堆肥施設を作るということが大事やと思うんですね。2番目のところもあるんですけど、紙なんかの固形燃料ですね、一応固形燃料にしてもらって設備が必要なんでね、これは施設を作らないとダメなんです。堆肥にしてもそうだし、固形燃料にすると発電が出来るわけです。発電すると今買い取ってくれますよね、FITってありますけど、国のエネルギーの固定価格買い取りがありますので、そこでですね買い取ってもらえると、材料によって単価は違うんですけど、それがエネルギーの自給になりますので、やはりこれを出来たら進めてほしいと言うことがあるので、そういう風に申し上げているわけです。だから今のところ委託に出していますので、今すぐそれをしろと言っても無理な話なんですけど、やはり契約5年でしたかねなんかありますので、その間に次の段取り考えて次はどうするのかと決めやんといかんのです。今からそういう組織を住民の啓発でありますとかね、行政が旗振りをすればですねそれは可能だと思いますので、だからこれについてもやはり強力で押し進めていただきたいと思うんです。それについて。

◎ 議長（杉岡 義信）
平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

ごみにつきましては、分別して出すとか啓蒙しているのは3Rということですね、これは広報紙に入れて出す方に配送する方にそういったことを指導というか広報している訳なんですけど、まずはコンポストにつきましてはもちろん村も取り組んでいたときはございました。マルチの反対みたいなひっくり返したようなそこに生ごみを入れるということをやっていたんですけど、畑とかある家はそれでもいいんですが、無いところではそういったことは不向きかなと、それにつきましてはまた流しのところに名前を忘れたんですけど、切り刻む細かく刻んでですね下水に流すとそういったことで生ごみを減らすと、それは下水道がしっかりしているところはそういった方法でも行けるかと思うんですけど、下水道ないところでも合併浄化槽でそういったものを取り付けておられるご家庭もありますので、村ではそういうことに取り組んでいる家庭もございます。これはそれぞれ家庭にあったですね考えに基づいてしていただいたらいいかなと言う風に思っております。それはまたこういう方法がありますよと広報していけばいいかなと言う風に思っております。それはまた各町村で取り組んでもらえればと思っております。それと固形燃料につきましては、確かに伊賀市もこれをやっておりますし、数年前に桑名市で、ですね、それをやって大爆発を起こしたというのが大き

なニュースになりましたけど、それからその固形燃料化というのは一斉に止めてしまったという経緯がありますので、総合的にどういう形がいいのかというのは今後の課題としたいと思います。今のところ連合としましては、積極的に取り組まず各町村の方でまた町民村民の方々がそれぞれの考えで取り組んでもらうというのはどうかと考えます。

◎ 議長（杉岡 義信）

4番、藤井君。

◎ 4番（藤井 清隆）

いつもそういう話になるんです。やはり各家庭とか各個人にお任せしますということになって揃わないです。行政の方がこれやりますということでこっち向いて下さいと言う形じゃなくて、なんかするのやったらこっちは補償出します、やる人はやって下さいという格好になって、全体として中々進まないです。大きく変わるとするときは何かこれで行きますよという格好でこっちを向いて下さい、と言うような流れにもっていかないと中々物事進んでいかないです。それと3番のところ。いや剪定枝のところ2番ですね、下水道の汚泥ですね、あれなんかも剪定枝、草なんかも全然燃やすべきではありません。道路の脇で刈ったような草とか剪定したものを、なんか今燃やしているようなんですが、まったく燃やす必要のないものであって、そういうものも汚泥なんかを混ぜるといい堆肥になるんですわ。そういうものを組み合わせて直前にこれはこっちの仕事やからこれは全然別の行政の仕事、そういう考えじゃなくて縦割りじゃなくてやはり地域をよくするために、また資源を有効に活用するためにどう動いたらいいのかということでもっと連携して考えるべきだと思います。そういう意味で自分で出たゴミは、ゴミではないんです。混ぜればゴミ、分ければ資源という言葉がありまして、なんでもぐちゃぐちゃにしたらゴミにしかならん、そうしたらじゃまになるから燃やしてしまえというのがあるんで分ければ資源ですからね、そここのところの考えを改めていただいて、資源化に取り組むという格好でやっていただきたいということなんです。住民のこういうのをやろうと思ったらなかなか大変なんで住民の理解とか地域の意識なんていうか、行政のいかんところは地域でやってもらわんなんことも一杯あるし中々大変やと思うんですが、その点やはり、新しいものを始めようとしたら中々大変ですけど、ここら辺のところもうちょっと積極的に資源化ということで取り組んでもらえる決意というのを聞かせてもらえませんか。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

中々個々で取り組む、また町村単位で取り組むことは難しいことではあるんですが、おっしゃられたことはですね、1つはリサイクルという部分というところをおっしゃられたような感じでしたので、生ごみにつきましては食品残渣リサイクル法というのがございますし、それで生ごみだけを集めてリサイクル会社、伊賀市にもあるんですが、そこへ持っていけばその業者が堆肥化して完熟の堆肥にしてそれを肥料にしていると、そういうような処理をしていますね。もう一つは燃やすゴミでもそこから発生するのはスラグは発生しますけども、そのスラグは建設資材にリサイクルされて再利用されていますので、その最終はそういった形でリサイクルされている。今リサイクル法かなり進んでいますので最終的にはどこかで取り組んでいるんです。最終的には、そういうことでまずは先ほどの3Rとか分別は大事ですし、そこから発生したものはそういったところに持って行って処理をしてもらうと最終的には資源化されていると、そういう仕組みになっておりますので、それほど心配なことでもないかと思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

4番、藤井君。

◎ 4番（藤井 清隆）

心配はしていますけどね、そこへ持っていけるのであれば実際もって行ってないわけでしょ。今はごっちゃにして生ごみは三重中へもって行って、あれは焼却しているわけですね。そうですね、焼却してあとどう利用しているか発電の方にもって行っているんでしょね。燃やすものは燃やしたらいいんですけど、生ごみについては最初の出発点が一緒くたに生ごみとして可燃ごみの中に入っていますので紙とかみんな一緒くたじゃないですか。そういうことをやってもっていけば、生ごみを持っていけば堆肥化しているといっても全然合わないじゃないですか。やっていることと言っていることがね、だから最低でも生ごみは生ごみだけで収集というか、僕はね自己処理というのを望んでいます。出来るんですからいくらでも、そうしたらゴミの量はちゃんと減りますよ。廃掃法にもちゃんと自分でね、何条やったかな廃掃法2条3項にもね廃棄物を自ら処理をするなりして減量する協力をしなければならぬ。まず、個人がやってそれで出来なかったら行政とかそういうところに出すのもちろん結構なんですけど、全部が全部行政が集めないかんとこの義務はないと思うんです。だからちゃんとしたそれが常識じゃないですか。燃えるもの燃やすというのはいいけども、燃えないものを無理にね可燃ゴミはいいですけど不燃です僕からいわせれば、油入れて高温にしたら燃えるから燃やしているだけで、それじゃないかと思うんですよね。結局、固形燃料も出ましたけどね爆破したとか、今はもっと改良されていますけど紙

とかプラスチックだけのやつね、RPFと言うんですかねそういうのもあるし、生ごみを含んだようなそういうやつもありましてね、RDFか、そういう焦げ目もありますんで、それはセメント工場とかそういうところとか需要はたくさんありますよ。作ったらね、いずれにしてもやろうという意思、これがいいと解っていたらいかにやるかという一步を踏み出すことが大事だと思います。とにかく燃やさず、なるべく資源化するという形で取り組むというのをやっていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。質問終わります。決意を聞かせて下さい。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

それはそれぞれの個人個人のご家庭のまず思い、考えをしっかりとすることと、誰かがやってくれるという、こういう人も多いですし、そういったゴミという考え方を各自がね、もう少ししっかり持ってもらうことはまず大事かなと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

4番、藤井清隆議員の質問が終わりました。続きまして、5番、西昭夫議員の発言を許します。西君。

◎ 5番（西 昭夫）

それでは、議長の許しを得まして通告書に従って質問させていただきます。ICT環境の整備について質問します。東部連合あるいは各町村の取組、ICTによる学校の目指すところ各町村の目指すところをお聞きしたいです。次に教育のICT化に向けた環境整備5か年計画の進捗状況をお聞きしたいです。今回の補正予算でもタブレットに向けた予算を組まれています、タブレット配布はいつごろまでに出来るか、それと電子黒板、大型掲示板等の専門の支援員等、そういう予算も補正も含む上で計上されているかどうか、次に各家庭のネット環境の調査をされていると聞きましたが、どういう状況なのかもお聞きしたいです。そして次に小中学校児童生徒の減少について、現在、今後の連合または各学校の取組をお聞きしたい。そして提案としてですが、近隣の自治体では小学生がかなり増えて現在の小学校等では受け入れが出来ないというのをお聞きしております。他の町村では、自治体を越えて越境入学、越境通学をしているところがあります。例えば、教員や保護者等から意見を聞くことが前提ですが、人数、例えば、笠置では数百人の生徒を受け入れる校舎にはなっているとは思いますが、そこはめいっぱい受けるんじゃない程度人数を制限して特化した授業内容、指導を自治体等に協力をしてやっていくと言うことはどうでしょうか。地方学校、田舎と言われる地方学校の価値を高めることについては協議

されているかどうかをお聞きします。以降は自席に戻って質問をします。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長答弁。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

西議員のご質問にお答えをします。まず1問目、遠隔授業、ICT環境整備の取組についてでございます。新学習指導要領において、情報活用能力を学習の基礎となる資質能力に位置付け、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することが明記されるなど、学校において、ICT環境の整備と活用が求められています。仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっており、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる場所である学校においては、今後ますますその重要性が増すことから、連合内の学校においても、ICT環境の整備と活用に取り組んでいく必要があると考えています。また、新型コロナウイルス感染症について、根絶を見通すことができない状況の中、今後、学校が再度休校になるような場合でも、授業等をオンラインで行うためには、ICT環境を整備する必要があります。そのため、今回の補正予算でその必要経費を計上しているところでございます。次に、小中学校の児童・生徒の減少についてでございます。児童・生徒数の減少については、管内の小中学校に共通した課題であり、3町村全体の問題であると認識しております。児童・生徒の減少を食い止めるには、まずは若者や、子育て世代の方々の定住や移住してもらうことが必要であると考えております。このため、連合においては、給食費や修学旅行の無償化や校外活動費の全額補助などの取組を、また構成町村においては、子育て環境の向上のための保育料の軽減や子どもの医療費の無料化・人口を増やすための移住・定住の促進などの取組を行っており、引き続き、こうした施策を進めていきます。また、議員ご提案の近隣からの越境入学の受け入れについては、後ほど教育委員会から説明があると思います。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

西議員の一般質問、ICT環境の整備状況についてお答えいたします。連合教育委員会では学校教育の重点の一つに高度情報化への対応を掲げ、ICT環境の整備を図るべくGIGAスクール構想の実現に向かい、学びの転換と深化のもとに主体的、協働的に学びの向上を図ることを目指した取組を進めております。ICT教育に関しましては本年3月の定例議会において、小中学校におけるタブレット端末の整備に係るご質問を受け、次のよ

うにお答えをさせていただきました。すなわち文科省はICT環境の整備の一環としてGIGAスクール構想を提起し、令和元年度から5年度までのロードマップを示し、この中でタブレット端末整備は5年度までに段階的に行うとしたこと、これを受けて連合教育委員会としましても構成3町村の理解と協力を得ながら令和5年までに段階的に整備していく計画を立てたところです。ところが、議員ご承知のようにコロナ禍により長期にわたる臨時休業が余儀なくされたことに伴い、児童生徒が自宅で学ぶオンライン学習や遠隔授業等が必要不可欠となりました。いわゆる学びの転換です。これに対応すべく文科省は当初の計画を前倒して、本年度中に全学年児童生徒分、少なくとも小学校6年生及び中学校3年生にはタブレットがいきわたるよう国庫補助金の予算を組みました。連合教育委員会としましては新型コロナウイルス感染第2波、3波の襲来に備えるためにも、ICT環境整備は喫緊の最重点課題であるとの認識のもとに、早急に全児童生徒に一人一台のタブレット端末及び周辺機器を整備いたしたく、構成3町村の町村長をお願いをいたしまして、厳しい財政の中ではありますが、ご理解を賜り、この度の補正予算に組み込んでいただいた次第です。議員の皆様にも何卒ご理解をいただき、この後の審議におきましてご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。また、議決後の物品の購入につきましては入札による調達を計画しており、契約に際しましては、議会の議決をいただく必要性が生じておりますので、その節は臨時議会の開催をお願いすることになります。併せてよろしくお願い致します。一人一台端末の学習環境が整えば、教師は授業中に子どもたち一人一人の反応が把握でき、その反応を踏まえた双方向型の一斉授業が可能になります。また、子どもたちが同時に別々の内容を学習するなど一人一人のニーズや学習状況に応じた個別学習が可能となります。さらには学習データを入力したタブレットを持ち帰って、家庭学習で活用することもできます。もちろんコロナ感染第2波の襲来により、再度長期休業に入った場合には学校と家庭を結ぶ遠隔学習、オンライン学習に大きな力を発揮してくれます。ただ、教職員のICT活用能力やスキルを高めるための研修も不可欠になってきます。環境整備と併せて積極的に取り組んでいきたいと考えております。なお、管内には保護者と一体となってICT機器活用に関する学習会を始めた学校もあります。また、家庭におけるインターネット環境の整備状況ですが、学校ごとに5月に調査を行い、ネット関係未整備家庭を確認しました。今後、長期休業等において遠隔授業を実施する場合、ネット環境が整っていない家庭にはモバイルルーターを貸与する予定で、この度の予算案に各校の必要となる家庭数分を計上させていただいているところです。ご理解のほどよろしくお願い致します。2つ目のご質問、小中学校における児童生徒数の減少の対応についてです。急激に社会が変化する中で少子高齢化が一段と進み、その上に相楽東部では、過疎化が加わり、児童生徒数の激減は学校教育活動の展開に大きな障害となっている事実はいがめないところです。人口減少に対応すべく一般行政施策を打てない教育委員会としましては、特色ある魅力ある学校づくりを通して、この課題に立ち向かうべきであると考えております。本教育委員会では連合の教育の基本方針の一つに少子化、人口減少社会に対応した活力ある

教育活動の展開を掲げ、広域連合の特性、相楽東部の特性、小規模校の特性を活かした教育活動の展開に力を注いでおります。学校は特色あるだけでは十分といえません。学校は、子どもはもちろん、保護者や地域の人にとっても魅力あるものでなければなりません。管内の小中学校は、教職員が一体となって魅力ある学校づくりに奮闘しております。すなわち、相楽東部だからできる、相楽東部ならではの教育の実践を中心に努めておるところです。一方、地域に開かれた学校づくりとしましては、3小学校で地域学校協働活動を展開し、今年度はコミュニティ・スクールを導入しました。地域と一体となった人づくりです。このように魅力ある学校づくりに徹しているところですが、近隣の市町から連合の学校に通わせたいという声がなかなか届きません。教育の効果と言うものは、飲んですぐ効く風邪薬ではなく、どちらかといえばじわーっと効いてくる漢方薬ではないかと思っております。今後も引き続き魅力ある学校づくりに精一杯努めていきたいと思っております。次に越境入学、通学についてお答えします。学校教育法では入学、通学する学校は、住所によって教育委員会が定めることになっており、越境入学、通学は例外となります。例えば、スポーツ強豪校に通わせたい、地元の学校から離れたたい、進学実績のある学校に変わりたいなどの理由で越境通学を希望する保護者もありますが、このようなケースで連合の学校が越境先になることはまず考えられません。また、これらは手続き上、違法が懸念される場合もあり適切であるとは言えません。もちろん正規の手続きによる越境通学もあります。主に次の2つです。1つは就労や家庭の事情により保護者の意向や子どもの状況等により、教育委員会から指定された学校を連合内の他の学校へ変更したい場合は、指定学校変更に関する規則、これを作っておりますから、これに基づいて就学校の変更を申し立てることができるということです。この場合は連合管内の学校間に限ります。もう一つは、区域外就学という制度です。いわゆる他の市町からの就学です。例えば、学期途中や卒業年度途中で転居した場合、近く転入予定のある場合、あるいはいじめや不登校への対応などによるもので、いずれも関係教育委員会の協議によって許可されるというものです。ただ、これらの理由に関わらず、近隣の市町の保護者からは是非連合の学校へという希望や申し入れがあれば、また学校選択制をとっている自治体からの要望があれば、連合教育委員会としましては、当然受け入れるべく、当該教育委員会と積極的に協議に入りたいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番、西君。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。最初のICT環境の整備についての各町村の取組についてですが、東部連合の場合は、教育委員会が一つで質問すると最終的には各町村ということになってしまいうんですが、各町村にある小学校、中学校もありますが、人数も笠置の場合は一番少な

いので言わせてもらおうと24名でしたっけ、来年には22名になる予定です。こういう地方の小学校等と言えば早急な対応が必要だと思うんです。今回のICT環境の整備については、やはりそれが都市部と過疎地の教育の格差をなくすためにこういうことが提案されたわけですが、そうなると過疎地域は特に早く対応しなくてはいけないと思います。ましてその都市部の格差をなくすだけでなく、越境入学、越境通学にも関係してくるんですが、教育長も言われたように特色あるだけでは来てくれない、特色だけではないけれども特色あるべきでは、そう思うんですね、特色があって当然ではあると思うんです。なぜかという、東部3町村あるところかなり田舎です。そういうところで勉強させたいという親もかなりいてはります。ただ、人数の多いところに入学させたいという親御さんの話を聞くとね、やはり少人数では社会性が育たない、競争力が育たないと言われるんですが、僕らも人数の少ない所で育った人間です。確かにじゃ競争力がないのか、社会性がないのかと言われれば僕はそんなことないと思うんです、ただ小学校で受けられる生徒、マックスまで生徒を募集すればいいというものでもないし、やはり特色ある教育、東部連合の小学校中学校に行けば町の中では味わえないような体験ができるというのを、そういう特色を持ってもいいと思います。それがICTにはどうにかつなげていかないとあかんと思うんですが、これに対しても目標とか、どういう学校にしたい、どういう教育をしたいというのが目標が教育委員会、先生方、保護者を含めて共有できるかどうかなんです、そういうところは話し合われた事はあるんでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

特色だけではないということをおっしゃってもらっております。私もほんまにつくづく思っております。やはりその特色ある魅力ですよね、魅力ある教育活動、例えば、紹介をしたかったんですが、特に笠置を中心にして3小学校が一堂に会した合同学習、交流学习ですね、それとか中学校も合唱交流をやっております。お茶を核としたふるさと学習、これは5校とも取り組んでおります。また、カヌーの体験とかですね、こんなんは連合だけです。学校別に言いますと笠置小学校は落語に取り組んでいます。和東小学校はマウンテンバイクをやっております。南山城小学校はふるさとフェスタ、こんな形でそれぞれ特色を出しながらですね、もちろん一人でも二人でも他所から来てくれるというのはもちろんそうなんです、今のところはですよ、こんな小さい学校かなんからどっかに出たいと言うという保護者も子どももいないと言うことは、そら大きな学校の方がいいと思ってですね、とりあえずここを出ていくとかそういう子どもたち、保護者がいないということは喜んでいるところです。それはやはり地域と一体となってですね、学校を守っていこうという地域と保護者が一体となった取組の成果だという風に思っております。だから先ほどG I G

Aスクール構想についてもですね、やはり大規模校と小規模校とはかなり違いますけどだからと言って同じところはありませんからね、ICTにしてGIGAにしてタブレットにしましても何とか今年度中に全員にいきわたるように取り組んでいる次第です。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番、西君。

◎ 5番（西 昭夫）

はい、5番、西です。ありがとうございます。本年度中に整備できるように前倒しになったことはうれしい次第ですが、先ほど言われましたけど、教員のスキルアップも課題とは思いますが。確かにこれを調べていくと遠隔授業というのは、先生方の方ですね、先生方もかなり大変で、リアルタイムでの授業と言うのは保護者の方からも言われたんですが、ズームなりを使えば簡単に出来るやないかと、ネット環境さえあればズーム会議とかやっているぐらいやからそれ出来るやないかと言われたんですが、色々調べていくと先生の方があとリアルタイムでやるとかなり難しいみたいですね、その辺も理解はしました。なので早急にスキルアップ等整備もやってもらいたいです。なぜかという、子どもアンケート、例えば、少数学校と、少数の人数の学校と人数の多い学校と一緒にやるの遠隔授業をやったところがあったんですが、その子どものアンケート、色々な意見が聞けて良かったとか、自分たちのクラスだけでは出てこないような意見を聞くことができた。自分たちのクラスでやる授業も友達と一緒に考え、考えをまとめあったりもした、自分たちのクラスだけでやる授業よりも、やりがいや満足感があって言ってかなり高い、そうですね。70から80%以上の回答があったアンケートもあります。確かにこれである程度の効果が得られるのであれば、都市部と地方の小学校の格差もなくなっていくのではないかなと思うんでね、出来るだけ早く予算が必要であればすぐ計上してもらえれば賛成していきたいと思います。それで特色ある小学校を作ってもらえるのが次の質問の越境通学とか越境入学につながると思うんですが、実は山形県の東根市も統廃合危機にあった小学校を守るために越境入学を積極的にやってそれを回避したと言う記事も出ていたんで、やって出来ないことではないと思います。教育委員会や連合長の決断で、物事は簡単とはいませんがスピード感をもって進んでいくとは思いますが。越境入学は例外的に認められているとおっしゃいましたが他の自治体でもかなりやっておられるんでね、感覚的にはそれほど難しくはないと思います。笠置を例に出して言わせてもらうとどんどん減っていくのは目に見えています。ただ町としても移住、定住が進んでいるわけではないと思うんですね、ただ小学生が子どもが少ない町というのはやはり活気がない。活気がある町は子どもがたくさんいるのかなと僕は思うんでね、副連合長、笠置町長としても色々考えてはるところはあると思うんですが、その辺も決断とスピード感も

ってやっていただきたいんですが、何か一言各町村長でもいいんですが、今後の取組とか対応とどのようにしていきたいとかあれば一言お願いしたいんですが。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

うちの方は、小学校の人数ではなしに地元教育のことにつきましては、GIGAスクールにつきましては早くから取り組んでおりましたし、都心の学校と交流事業をしようかなということも計画をしたりしております。人、人数はね、少ないと競争と言うことももちろん出来なくなってしまうということもあるんですが、ただ、知識だけでしたらそんなに人数が多くななくても出来ると思うんですよね。色々発達していますし、情報もあったりしていますし、ただ一つの教室に一人、二人、三人ですとね、やはり知識じゃなしに想像力、クリネーション、イマジネーションの方ですね、人数がいないとどんどん発展していかないと言うことがありますので、ある程度規模のクラスの生徒数というのはある程度必要かなと思います。とりあえず一つです。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域副連合長。

◎ 広域副連合長（堀 忠雄）

はい、お答えします。この恵まれた自然、この環境ですね、こういうものを地域力に生かす、文化を生かす、今日的な課題としては過密より低密なこの社会をこういった中での恵まれた環境にありますので、これをフルに生かして強い人間を教育力を作っていくとこういうことが大事だと思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

中広域副連合長。

◎ 広域副連合長（中 淳志）

笠置町長でございます。現在、移住、定住政策を一生懸命やっているところでございまして、そのために空き家バンクの活用を考えないといけない、そのように考えております。まずは受け入れる場所、受け入れる人を作っていかなければいけないということで、まだ少し時間がすぐには効果出ないと思いますが、環境整備の方をしっかりとやっていきたいと考えております。

◎ 議長（杉岡 義信）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

越境入学、通学につきましては、制度よりスタンスが大事だと思います。越境入学と言うのは出る方と入ってくる方がありますね、うちはこれ以上出てもらったら困るわけですから受け入れるところにあります。ただ、少ないからといって我々がですね、どこかに受け入れでもらってくるのかそのようなことはなかなか出来かねると思います。一番大事なものはですね、一時的に子どもを預かって小学校、中学校それが終わったらまた帰っていく、これでは将来的に意味はないと思います。一番大事なものは相楽東部に住んでもらって、その子どもたちが大きくなってまた地域にと、こういうところに持っていくことが一番大事だという風に思っておりますので、そのあたりまた首長とも相談しながらやっていきたいと思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番議員、西議員の質問が終了しました。これで一般質問を終わります。この際、議場の時計が10時51分をさしております。11時5分まで暫時休憩。

（休憩 10：51～11：5）

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き再開します。日程第5に入る前に、先ほど西昭夫議員の質問時間が残っておりました。私の早とちりで終了したという形にしたんですが、西昭夫君が最後に一言いいたいということでございましたので、西昭夫君の一般質問を再開します。

◎ 5番（西 昭夫）

はい、5番、西です。いろんな問題があるでしょうが、例えば、木津川市と話をするのであれば各町村長なり、連合長なりの話合いでそこから教育委員会に落としていけば話は早いと思いますし、例えば、法整備が、これがあるからできひんというのやったらそれを変えればいいだけの話なんで、各議員というのはそういう物事に対しては、子どもに関することに対してはいい風に向かってほしいとみんな思っておりますので、その辺スピード感と決断力をもってやっていただきたいと思っております。これで一般質問を終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番、西昭夫君の一般質問は終わりました。続きまして、日程第5、報告第1号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書について、

広域連合長から行政報告の申し入れがありました。これを許します。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

報告第1号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度相楽東部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、ここに報告させていただきます。款4衛生費、項1環境費、一般廃棄物処理基本計画策定事業といたしまして、690万8,000円を繰越し、令和2年度において事業を実施することとなりましたので報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これで行政報告を終わります。日程第6、議案第5号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第5号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額8億7,715万1,000円に、歳入歳出それぞれ9,312万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,027万4,000円とするものでございます。今回の補正は、GIGAスクール事業に係る経費などが主なものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

はい、議長。それでは予算書の1ページをご覧ください。先ほど連合長の提案理由にもございましたが、今回の補正は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,312万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ9億7,027万4,000円とするものでございます。歳入からご説明申し上げます。予算書の12、13ページをお願いします。最初の項目、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金ですが、補正額7,160万3,000円、13ページの説明欄に町村ごとの内訳を記載しております。次に下の項2分担金、目1分担金ですが、補正額33万円の追加で東部クリーンセンターに係る分となっております。13ページの説明欄に町村ごとの内訳を記載しております。続きまして、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1教育費国庫補

助金ですが、補正額2, 119万円、内訳につきましては13ページお願いします。小中学校の国庫補助金として学校施設環境改善交付金は交付決定を受けております。次に公立学校情報ネットワーク環境設備整備補助金と公立学校情報機器整備補助金はGIGAスクールに係る補助金として内定をいただいているものです。それぞれの内訳は説明欄のとおりでございます。なお、A3版の予算資料2ページをお願いします。2ページの下段の特定財源等と言うところで学校ごとの補助金充当額も記載しておりますので併せてご確認をお願い致します。それでは、予算書に戻っていただきまして、歳出でございます。予算書の14ページ以降になります。資料では3ページ以降に事業ごとの詳細な内訳を掲載しておりますので併せてご覧いただきたいと思っております。それでは主なものについて説明を申し上げます。予算書の14ページ、款2総務費、項1総務管理費、145万8,000円を計上しております。内訳につきましては15ページをお願いします。まず、職員手当等で20万円ですが、事務局長が当初予算積算時には解らなかったことによる児童手当の増額です。17備品購入費としまして、デジタル疎水接続機器の性能向上により119万2,000円を計上させていただいております。これは教育のGIGAスクールで今回計上されていますが、タブレット等の電子機器の容量を今の100メガを1ギガ、1,000メガ10倍にしないと容量が足りないということから3町村のデジタル疎水接続部分に取り付ける機器でございます。次に4衛生費、2項清掃費、1目衛生総務費では12、15ページのところです。12委託料、33万円の補正ですが、こちらは収集運搬車両の運行データを分析する事業の委託費を計上しております。次の3目施設整備費、15ページの12委託料と13使用料及び賃借料を組み替えております。これは当初積算時ではテールアルメ擁壁等への傾斜変異簡易システムの機器使用料であげていましたが、内容的に監視連絡があることから委託事業とすることとし組み替えを行いました。次に教育費でございます。主にGIGAスクールの委託料と備品購入費を計上しております。小中学校併せて約8,500万となります。それでは予算書の14ページの義務教育振興費から主なものについてご説明申し上げます。15ページ、節の需用費ですが、212万9,000円、こちらにつきましては、コロナ対策用消耗品となります。内容につきましては、予算資料3ページをお願いします。3ページ下から二つ目の行の教育総務費、義務教育振興費の3通級指導教室諸経費としまして34万6,000円、こちらは新規事業となっております。今まで相楽でやっていた事業ですが、人数が増えたことにより3町村で1か所作らなければならないということになってきております。続きまして予算書に戻っていただきまして14ページ、項2小学校費、目1笠置小学校管理費、56万6,000円、主に節の需用費の修繕費ですが、消防設備の修繕費として46万6,000円あげております。次に目、南山城小学校管理費では、15ページの需用費と工事請負費の組み替えを行っております。こちらは南山城村の起債への充当の関係となっております。同額組み替えを行っております。ここからは予算資料の方でご説明を申し上げます。4ページをお願いします。学校教育振興費でGIGAスクールの関係予算を計上しております。上から4行目、目、笠置小学

校教育振興費で1, 154万2, 000円、次の目で、5和東小学校教育振興費で2, 702万6, 000円、次の目で、6南山城小学校教育振興費で1, 704万9, 000円のうち5ページをお願いします。1行目のところで扶助費6万円が、この1, 704万9, 000円の中に含まれています。それぞれGIGAスクールに関係する部分でございます。詳細については説明欄に書いてあるとおりでございます。次のそのまま5ページ4行目、目の笠置中学校教育振興費1, 365万9, 000円、同じく下の目の4和東中学校教育振興費1, 585万6, 000円の補正額となっております。それぞれGIGAスクールに関係するものでございます。詳細については説明欄のとおりでございます。続きまして5ページ下から3行目、目の社会教育総務費でこちらもコロナ対策用消耗品で33万円を計上しております。内訳につきましては説明欄のとおりとなっております。次にその下の行、目2社会教育施設費15万9, 000円の補正額ですが、こちらは和東町図書室の新規図書システムの導入に伴う構築作業委託にあたるものでございます。次に目一番下、3文化財保護費31万5, 000円、6ページをお願いします。1行目、笠置山行在所後清掃等管理事業及び六角堂後清掃管理事業分の過年度分の計上となっております。続きましてその下、和東町史編さん事業で56万5, 000円、こちらは説明欄のとおり町史編集委員等の謝金及び費用弁償の分を計上しております。その下、最後になります。給食業務事業費ですが、こちらは和東給食センターの長寿命化計画策定業務といたしまして、109万4, 000円を計上しております。以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから質疑を行います。なお、質疑につきましては、すべての議案において同一議題について3回までとしておりますので申し添えます。質疑ありませんか。1番、高山君。

◎ 1番（高山 豊彦）

1番、高山でございます。よろしくをお願いします。教育費の関係でお尋ねしたいんですが、先ほどの一般質問の中でもございましたが、今回のGIGAスクールの関係で各家庭のですね、通信環境とかいう調査をされたということなんですが、それぞれ町村のね各家庭で通信環境が整っていない件数を教えていただきたいんですが。

◎ 議長（杉岡 義信）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

はい、お答えします。この度のGIGAスクール構想におきまして、家庭におきま

してインターネット環境が整っていない家庭に関しましての予算も計上させていただいております。数としましては、予算書の中では43台、5校併せて43台のWi-Fiに関します予算を計上させていただいております。

◎ 議長（杉岡 義信）

1番、高山君。

◎ 1番（高山 豊彦）

それぞれの件数を、各家庭の環境の整っていない家庭の件数を教えて下さい。とい質問なんです。この台数じゃなくて。

◎ 議長（杉岡 義信）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

申し訳ないです。Wi-Fiの環境の整っていない家庭です。各学校ごとに申し上げます。笠置小学校6家庭、和東小学校2家庭、南山城小学校12家庭、笠置中学校3家庭、和東中学校4家庭、これを足しますと27家庭となります。

◎ 議長（杉岡 義信）

1番、高山君。

◎ 1番（高山 豊彦）

文教委員会の中でもお尋ねしたんですが、今回、この環境の整っていない家庭につきましては、先ほども一般質問の中で答弁ございましたが、モバイルルーターの貸し出しをされるということになるかと思えます。やはり家庭学習を充実させるためにはそういった当然貸し出しも必要かと思えますが、その時の通信費というのが出てくるわけですね。既存の家庭で環境の整っている家庭はすでに通信費というのは家庭の中で支払っておられる。新たにモバイルルーターを貸し出した場合、この時の通信費はどのようになるのか。また既存の支払っておられる家庭と新たに貸し出しをする家庭との公平性の問題も含めてですね、どのような考え方をもっておられるのか。先日の委員会の中では文科省の方からまだ具体的な方針がないという説明でございましたが、このあとやはりこの年度の中でそういったことを進めていかれるわけですから、連合教育委員会としてやはり一定の方針は持たれるべきだと思うんですが、そのあたりのお答えをお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

はい、お答えします。学習環境を整えるという意味で今回ポケットWi-Fiの方の予算の計上をさせていただいております。通信費かかるものでございますので、その部分に関しまして、文科省からの方針的なものがまだ出ておらないところでございます。今後、文科省からの方針を確認しながら、また、近隣の自治体等の動きもみながら教育委員会としてWi-Fi端末に関する方針の方を検討していきたいと考えております。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。7番、畑君

◎ 7番（畑 武志）

2、3点お聞きします。予算書の15ページ衛生費、衛生費の中で1,184万7,000円の委託料、これは先ほど説明がありましたように使用料から委託料に組み替えと、このように理解をしております。なぜ、最初に委託料としてあげておられなかったのか、今になって委託料にするのか、その辺の経過をお聞きしたいと思えます。

◎ 議長（杉岡 義信）

大西事務局長。

◎ 事務局長（大西 勝）

畑議員の質問にお答えします。こちらの方はモニタリングと言いまして、常時、先ほど答弁もさせていただいたとおり、あそこの土砂の動きを監視するシステムをつけております。実を言いますと、この管理システムは今年のテールアルメの調査時からつけております。それを撤去せずにそのまま使用するというので、当初はもうそれだけで引き続きということなので使用料として計上させていただいたんですけども、これはシステムになっておりまして、その情報を、実は私の携帯にもアラームが来るようになっております。ある程度動きがありましたら、併せてホームページにも見れるようになっております。そういうことでシステムという一つのことになっておりますので、使用するだけでなく警報を発信されたり、ホームページにもものせるということで、委託料ということが正しいということで、訂正して今回組み替えをさせていただいたところでございます。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

7番、畑君。

◎ 7番（畑 武志）

私が聞いているのは、最初から委託料にあげておいた方がよろしいやろということを知っている。組み替えは別にそれでいいですよ。先ほど一般質問の中でも、頭鬼議員の一般質問の中でもとらえておられましたが、8月に全員協議会をお願いしたいと、このようにお聞きしました。この予算がついたのが令和2年の2月でしたか、当初予算ですね。そこから約半年が経過したと、その間にもう8月ですけど、なぜ途中経過を報告出来なかったのか、このように思うんです。8月は8月で途中経過でよろしいんですけど、もっと早く危険な状態になってきているから早くやらなければあかんということは、いつもの議会でもそういう話がでておりましたから、その点についての8月までほっておくと言うことはどういうことですか。お聞きしたいです。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

当初はもう少し早い予定で取り組んでおりましたが、コロナ感染がひどくなったということで6月19日まで移動の禁止の通達がありましたので、その間控えておりました。6月19日の異動が明けてからですね、すぐ事務局の方から神戸大学に行っていたら、その先生に打ち合わせをさせていただいたんですけども、何分日程が詰まっております。7月中は身動きがとれないと、8月の盆以降にしてくれというのが返答でございましたもので、それが最短の時期ということになったわけでございます。その間だいぶあいたわけでございますが、コロナが開けてからということで、それが最短ということで、そういう結果になったわけでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

7番、畑君。

◎ 7番（畑 武志）

おそらくコロナで遅れているだろうと言うことは思うんですが、やはり危険地帯と言うことですので一日も早く取り組んでほしい。それとこれ頭鬼議員の一般質問お聞きしてはいたんですけど、広域的に事務の協議に入ると焼却場のことについて、そのような答弁を聞いておったんですが、これについては広域的と言うのはどのように解釈したらいいのかなと私ひとりこのように思っておったんです。連合長は8月にテールアルメの協議会をして、そしてまた焼却場についても広域的に協議すると言うことは、

木津川市のセンターも含んだ中にあるのか、ちょっと理解がしがたいところがあったんですが、当然、私、次の12月議会には、この焼却場についても一般質問でお聞きしますけどね、広域的だということをお聞きしたいです。

◎ 議長（杉岡 義信）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

はい。今取り組んでおりますのは、まず、ゴミの処理計画これの策定がですね、これも延び延びになっているんですけども、この7月中に計画書が出来上がるということになっております。今現在の方向ですけども予てより三重中央開発さんの方をお願いをしているんですが、これがはっきりと伊賀市さんの方からも確認がとれない状況でして、まずは計画書ができてから伊賀市の審議会の方にお話を持って行って、そこで認めていただいてから伊賀市さんと交渉を行い、そのうえで三重中央開発さんですね、今の状況を継続するように考えております。それがとりあえず5年になるか10年になるかということはおそらくまだはっきりしたことは言えませんが、その間ですね、今も水面下ではお話、交渉はしておりますけども西部クリーンセンターさんの方には話は事務局の方が持って行ってもらったりしておりますし、それについては中々壁が厚くて、京都府さんの方もこの中に入ってもらうということ、そういったことでも活動をしている状態でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。6番、鈴木さん。

◎ 6番（鈴木 かほる）

それでは、先ほどの続きのようになりますが、予算書をみていますと予算資料の4ページくらいからGIGAスクールのことやらも載っているんですが、ここに私の理解でいいかどうか、例えば、南山城小学校一番下のでございますと、特定財源とすることで出ている金額212万6,000円からそれ以外に村の負担分と言うのが、1,492万3,000円と言うようになっていますが、この特定財源のこれはGIGAスクール用の国からの補助金ということですね。ここにたくさん項目あるんですけども、ものによっては国からの補助率が違うのではないかと思います。どの程度の補助金が国から出ているのでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

お答えします。この度の端末整備に関しまして、個々の国からの補助金ですが、タブレットの端末本体につきましては、補助率が2/3です。そうしましてタブレットの保管庫、充電保管庫に関しましては補助率1/2になっております。後は地方財政措置等がされているということになっております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木さん。

◎ 6番（鈴木 かほる）

はい、教職員用のタブレットなんかは、府の補助の外にあるんでしょうかね。

◎ 議長（杉岡 義信）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

タブレット端末に関しまして国の補助は児童生徒分だけになっております。教職員に関しましては、国庫補助はいただけない備品となります。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木さん。

◎ 6番（鈴木 かほる）

はい、このタブレットですけども、こういう機器と言うのは数年使えば、また更新しなければいけないということになると思うんですが、そういう時期が来たときにまた同じように国からこの程度の補助で、結局は、自治体がいち替えのお金を使わなくてはならないという事態になるのかなという心配をしているんですがどうですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

はい、お答えします。GIGAスクール構想におきまして国の方から文科省の説明では、このような端末には更新時期を必ず迎えますので、その更新に係ります費用に関しても文科省は、今後、補助を検討していくということを聞いておるところでございます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。7番、畑君。

◎ 7番（畑 武志）

はい。先ほどの続きなんですけど尻切れトンボになりました。連合長、これは次の時議論したいと思っております。次に教育長にお聞きしたい。あの予算書じゃなしに教育の問題で、今年の夏休みは7月20日、昨日ですか、今日ですか、から8月の13日、8日ですか。夏休み期間が2週間くらいということで決定をされたら、このようにお聞きしております。一番危惧するのはコロナの影響で学校が休校になっていたと、そうした中でそれだけの休みの期間で教育の時間を確保できるのか、このように思うんです。ちまたにね、親の都合で夏休みを短くしたと、子どもの意見も聞かないで、ということの色んなところからちらちら話を聞いております。小学校の子どもがね、夏休みにしたいのは当たり前なんです。だけど小学生が夏休み期間に学校へ行きたくないと思うんです。しかし時間を消化しない限り進級出来ないと言うこともできてくると思うんです。その辺のことを大人が子どもの意見を聞かないと言うことなんて子どもがそこまで解らないと思うんです。その点教育長どのようにお考えですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

はい。夏休みですが、例年でしたら今日21日から8月26日まで、前倒しになっていますから、今年はコロナの関係で府内バラバラです。もちろんこれ仕方ないです。臨時休業期間が北の方と南の方では全然違いました。伊根町はほとんど臨時休業をやっておりません。だから二十何日間夏休みをとっています。そういうことから考えて、一番短いところで14日です。一番長い所は伊根町の28日間、その間にみんな入っています。連合は16日間です。なんで16日間にしたのかということなんです、現実、臨時休業で授業が欠けたのが連合でカウントしたのが28日間、と言うことはまだ少なかった方です。と言いますのも4月6日に入学式、始業式、始業式やって入学式、その一週間、連合は授業をやりました。このままずっとそのまま臨時休業に入っているところもあります。再開の学校、再開も他の市町よりも3日間早かった。こういうことからですね、ほかの学校に比べて臨時休業は少なかったということです。ただし授業日数はある程度保障していかないとですね、これがまず一番で、どうしてもですね、夏休みとか冬休みを一応少なくすると、これ以外に方法はありません。それか毎日の授業を毎日7時間授業にするとか、これも当然考えられんこともないんですが、子どもの負担とか、ストレスをかけたならそういうわけにはいきません。そうい

うことで28日間のうち夏休みの短縮によって15日間、冬休み始めと終わり2日間、これで17日間です。あと11日間分につきましては、学習指導要領という標準時数って言うのがあります。標準時数を取り除いて余裕のある時数、予備時数と言うのがあります。例えば、台風で臨時休校になったとかそういうことのために残している時間があるんです。それが大体学年で60時間、70時間あるんです。それを充てていくということで6月に教育課程を再編成しました。教育課程の編成と言うのはもちろん校長がやるものですから、教育委員会と校長会も協議してですね、今年の夏休みはこれで行かかと、こういう形で進めております。もちろん夏季休業とか学期というのは、学校の管理運営規則と言うので決まっております。管理運営規則を触らんことには、例えば、教育長とか校長が勝手にですね、今年はこれだけでいきますというわけにはいきませんので、だから教育委員会を開きまして管理運営規則を改訂してですね、今年に限っては8月24日から2学期に入っていくということになります。子どもにしたらもちろん今年の夏休みは16日間ということになりますから、ただこの夏休みもふだんでしたら、例えば、夏休みに課題とか宿題とか一杯だしますが今回は短いということと、子どもたちが疲れているということもありますから方針としては宿題なし、なしと言うことは極めて少なくすること、もちろん登校日もありません。8月24日に元気に子どもたちが来てくれることを待っております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

7番、畑君。

◎ 7番（畑 武志）

解りました。ありがとうございます。小学校は休校になったのは木津川市は6月1日から再開いたしました。東部3町村は5月27日から4日間か5日間前倒しでやられました。これは一日でも早くコロナ、コロナゆうて田舎ですのでどうもないやろということで、よく取り組んでいただいたと、このように評価しております。でも、一方ではなんで足並み揃えないのかという意見もお聞きしましたが、それは、大人の勝手でしょうと、私の性格ですから、ぼんとはねつけましたけどよく取り組んでいただきました。これは評価致します。夏休みも短縮になりますけど、これは教育の時間の確保ということでやっていただきたいと、このように思います。ありがとうございます。終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。2番、西岡君。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。予算資料の6ページ。文化財保護事業費のこれ説明欄にね、過年度笠置山行在所清掃管理事業それと六角堂管理事業費ということで補正を挙げておられますが、これの経緯を教えてください。それともう一点、この文化財保護事業の方はね、これは教育委員会の所管であると思うんです。今まではやってこられた。今年、令和2年度からね、これは笠置町の議会の方でも質問は出たんですが、笠置町でなんかをやるということで予算化されておりました。これはおかしいんじゃないかという質問もでておったんですが、適正な答弁がなかったと思うんです。それどういふことで教育委員会と笠置町とどういふ協議をされて、なぜ2年度からは笠置町で予算をとってやるということにしたのか、それについてお聞きしたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

はい、ご質問いただきました件についてお答えさせていただきます。第4項の社会教育費、3目の文化財保護費の12節委託料31万5,000円の計上についてご説明申し上げます。計上予算は、昨年度の笠置山行在所跡清掃等管理事業及び笠置山六角堂等清掃等管理事業の支払いに係るものです。内訳は行在所跡が24万9,480円と六角堂跡が6万4,800円で合計金額31万4,280円、計上額31万5,000円になります。経過でございます。本事業は、文化財の管理事業としまして例年除草清掃等見廻り監視を委託しております。平成31年度におきましても平成31年4月1日付けで契約相手は笠置山奉賛会会長、契約期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの一年間で契約を締結いたしました。委託期間が年度末の令和2年3月31日で終了のため同日付で委託先から完了届の提出を受け検査調書を作成、報告後、出納整理期間中に支払い事務を行う予定でございました。しかしながら6月になりまして、契約相手様から問い合わせで未払いとなっていることが判明いたしました。原因でございますが、一つは当該支払いに係る事務引き継ぎ等の基本的な事務が徹底出来ていませんでした。人事異動時には特に注意を要する事務でしたが、的確に処理が出来なかったことは管理職を含めての課題と考えております。二つ目は、出納整理期間での予算執行の確認漏れです。出納整理期間に行うべき確認作業や管理職の管理が不十分であったと考えております。契約相手の笠置寺奉賛会様には経過を説明しお詫びを申し上げ、支払いの目途が立ちましたら改めて連絡致しますということで、ご了解をいただいているところでございます。教育委員会では関係職員からの報告文書の提出を受けて教育長から再発防止の徹底等の指導が行われました。また連合議会の文教常任委員会、議会運営委員会で経過をご説明いたしました。今後に向けての対応策でございます。一つは必要な確認事項を漏らすことがないよう管理職を含

め全職員が法令順守、状況や優先順位の共有漏れがない等の事務基本を再度確認し、特に多忙時にはより意識し確認の徹底に努めます。二つ目は同じく全職員が出納整理期間の作業を深く認識し予算の執行管理においては、主任、主担当、副担当による複数体制を基本として確認の徹底に努めて参ります。以上により二度とこういった誤りがないよう再発防止に努めてまいりたいと考えております。二つ目のご質問で、令和2年度からの業務の委託の変更に係る経緯でございます。令和2年度におきましては笠置町と協議をいたしました。その結果、先ほどご質問いただきましたように当該事務事業に係る歳入歳出予算は、笠置町において、当初予算において計上されております。こちらの理由は文化財保護法第113条に基づく管理者ということ、笠置町さんの方で予算を組まれるということがよいであろうと協議の結果そういう形でまとめられました。それに伴いまして事務執行についても同様の取り扱いとなることで協議の方が成立しております。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

2番、西岡君。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。過年度分の支払いが出来ていなかったということなんですが、これ今対応策をいろいろ精神的なものを述べておられるけど、これ担当者、人事異動で課長も担当の人も変わったみたいですね。そういうのは当然これ引き継ぎ書と言うのはちゃんとあるんでしょ。こういうルールはないんですか。こういったものは、ルールを守ってとかそういうのは精神的なこと当然です。なんかやらんとね、例えば、担当、主担当と副を作るとかそういう対策を打っていかないとこれ何回でも起こりますよ。両方人事異動で帰ると言うことはあるんでしょ。そういう対策を打ってもらわんとあかんと思います。それはそういうことでやって下さい。それとこれ予算ですけどね、これはそうしたらあれですか、六角堂と行在所の清掃管理業務だけはこれから笠置町でやっていくと、そのほかの文化財はそういうことについては教育委員会でやっていくとそういう話なんですか。なぜそういうややこしいことをやるんですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

はい、文化財保護法に基づきまして、笠置寺、国の文化財でございます。これについての管理者というのは定められております。管理者が笠置町さん、地方公共団体の笠置町が管理者として指定を受けられております。文化財の維持管理ということで、

こういった指定されている文化財施設については管理者である方で管理者の方でされるという形で整理をしております。その他文化財事務につきましては、教育委員会の方とそれぞれ構成3町村の方では事務分担がされております。事務につきましては、進達業務ということで教育委員会は主な役割ということで一緒にやっております。国の補助事業につきましては、管理者である笠置町の方で歳入歳出予算を組んで事務執行をされると、単費事業につきましても文化財、笠置町が管理者である文化財については、笠置町さんが事務執行をされるということが制度としてはふさわしいのではないかとということで協議をして、そういう予算で当初予算から変更されているという、そういう経緯でございました。よろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

2番、西岡君。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番、西岡です。説明、納得出来ひんけど、それやったらほかにも文化財指定されたものがありますわね。それは管理者が笠置町になっておったら、その分については全部笠置町でやるんですか。そうじゃないでしょ。副連合長どうなんですか。こんな辺の考え方は。管理者は笠置やから笠置町でやる、言う考え方やったら学校も全部管理者笠置町と違うんですか。今、暫定文化財の補助の関係も出ていますけど、あれなんか全部どうするのですか。笠置町の寺や神社の文化財は笠置町でやるということなんですか。その辺の認識はどうなんですか。理解が出来ない。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

笠置町行在所につきましては国有地でございます。国の方で指定を受けられています。その際に、管理者として国の方から笠置町の地方公共団体の方が指定を受けられている形になります。そういった維持管理につきまして管理者が行うということで整理をしております。文化財、各市町村にありますけども補助金など受ける場合は、所有者若しくは管理者が補助金申請をする立場になります。どちらかがその立場として権利を持って補助金申請をされるというそういう形になります。今回については笠置町さんが管理者という立場ということで、そういう整理になった経過でございます。よろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。1番、高山君。

◎1番（高山 豊彦）

はい、1番、高山です。先ほどの件ですが、衛生費の委託料の関係で関連してですね、先ほどの答弁の中では、何かあればアラームが携帯の方に入ってくるとかいう答弁がございました。今回ですね、8月に具体的な説明はされるということなんですが、今回、この長雨ですね、やはり住民にとっては非常にこのように雨が続きますと心配もされておるわけですが、今回のこの雨に関して、その期間ですね、どういった状況だったのか、以前から少しずつずれはあるということですから、今回の雨でずれが生じたのかどうなのかそのあたり教えていただきたい。

◎ 議長（杉岡 義信）

大西事務局長。

◎事務局長（大西 勝）

はい。高山議員の質問にお答えをさせていただきます。こちら先ほど説明をさせていただいたように、ある程度、例えば、1時間に2ミリとかそういうものがあれば私の携帯に連絡が来て緊急体制をひくということなんですが、例えば、7月8日ちょうど和東町土砂災害警戒情報が出まして体験交流センターも避難所になっておりました。その時の状況でありますと、3地点計っているところがありまして、一日で約3.6ミリちょっと動いたということで、この日はやはりいつもよりは動いたということで、まずは警告のレベル1時間に2ミリと言うところには全然まだ行ってない状況なんですけど、やはりあの日の大雨では、いつもよりは動いておったとそんな状況でございます。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

1番、高山君。

◎1番（高山 豊彦）

ありがとうございます。そんなに影響はなかったということだと思います。ただ、これからやはり局地的な大雨があつたり台風の時期も迎えるわけですから、8月に説明ありますけども、それ以降につきましてもやはり議会ごとにそういった数値の報告の資料をいただければありがたいなと思います。一番地元としては不安材料になっていきますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

答弁いたしますか。事務局長。

◎事務局長（大西 勝）

当然ですね、今度のテールアルメの全員協議会の中でも、モニタリングについても神戸大学の建設工学研究所の方にも説明をしていただくようお願いをしておりますので、今後も監視してですね、注意深く見守っていきたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。鈴木さん。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

この予算書で行きますと、資料の 5 ページです。資料の 5 ページの上の方に教育支援の家庭が増えているということで予算が入っています。文教委員会で聞いていましたら南山城小学校で新たに 6 名と 4 家庭と言うのは聞いているんですが、これは 2 月に認められている、年度の途中であっても必要となったときには手立てを打たれているということとはとてもいいことだと思うんですが、これ最初、コロナの関係かなと思ったんですが、そうじゃなくて 2 月ですからコロナが始まる前の話なんですよ、今コロナでいろんな各家庭の問題、経済的な問題が起こってきていると思うんですが、新たに教育委員会として家庭の親たちの経済状態とか子どもの様子とかをつかむような手立てをされておりますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

貧困家庭の状況ということでございますが、就学援助費につきましては、一定の基準をもちまして制度を設けております。それに基づきまして対応として支給しております。

◎ 議長（杉岡 義信）

次長、喋りにくかったらマスクはずして、明確に答弁してください。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

就学援助制度につきましては、一定のルールに基づきまして、条件に合致する場合制度上給付の事業を進めております。色んな時代の背景の中で生活にいろいろ従前と

は違う条件になってくるとい場合が起こってくると言うことは当然想定されるべきことで、この制度の中におきましても、そういった対応はできるという制度でもって設計もされております。相談等いただいて、この制度の中でそういった状況に対応できるように運用できたらと言う風に考えております。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木さん。

◎ 6番（鈴木 かほる）

子どもたちの給食費もいらなくなっただかね、手厚いことが出来ている相楽東部広域連合だと思うんです。今やはりこういう事態の中で、村で言ったら、例えば、商工会とか農協とかそういうところは事業者なんかにもこの制度がありますよということで、照会したりしてくれているんです。やはり教育関係としてね、親たちにこういう援助が出来るんですよということを、もう一度チラシ、お困りではありませんかというチラシを配布するとかしていただけたらありがたいなと思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

新型コロナ禍ですね、コロナ禍によっていわゆる保護者の経済的状況と言うのはかなり悪くなっていると捉えております。それが、いわゆる子どもたちにですね、家庭環境の差が学力の差につながるというのは、これは我々一番懸念しているところです。これを避けるためにやはりすぐにはなかなかコロナ禍、貧困の問題と言うのはコロナより貧困ですよ。すぐに来るんじゃなくて、もうちょっとじわーっと出てくるものじゃないかと考えております。新しい生活様式と言うのは今言われている訳なんですけど、特に家庭環境格差が学力に格差が繋がらない、これ教育委員会としてももちろん学校現場も重点的に取り組むべきことだというふうに思っております。そういう面では生活方式、新しい教育方式っていうんですね、そこを重点的に考えていくこと大事だと思っております。これはやはり人権問題にもつながっていきますから教育委員会もそのあたり考えていきたいと思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木さん。

◎ 6番（鈴木 かほる）

学校教育の中にタブレットが入る、そういう環境が出来るというのは今の時代必要かなと思うんですけど、すでに子どもたちスマホを使ったりとかゲーム機を持ったりして子どもの視力低下と言うのがすごく話題になっておりますし、新聞にも載っております。そういうもの導入も同時に、子どもたちの使い方とかそういうことの指導をきちっとしていかないと、近視の子どもが小学生で7割以上、京都市が中学生では1割以上と言われておりますし、そういうことについての対応も同時にしていかなければいけないのかなと、またそれがいじめとかにつながっていくこともいけないと思うし、そこら辺のことは是非、教育委員会に力を発揮してほしいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。2番、西岡君。

◎ 2番（西岡 良祐）

先ほどの続きですけど、今回補正で31万5,000円、これ笠置町の負担分として出るわけですね。そうしたら過年度の不用額、それは決算で精算されるのですか。どうなっていますか。

◎ 副議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

はい、31年度予算で計上しておりました予算は未執行と言う状態になっております。決算では予算が未執行と言う形で残ってくることになります。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

笠置町にそれ返還せんとあかんのかって聞いてはる。そののところもう一度。総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

おっしゃるとおり精算で笠置町に返します。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。9番、久保君。

◎ 9番（久保 憲司）

今の西岡議員の関連の質問ですが、連合として未執行で笠置町に返すというのはい

いんですが、これもともと補助金の出元は国ですか。原子の、国にも返さないといか
んと言うことにはならないんですか。それと先ほど管理者が国の文化財なんで管理者
が笠置町になったんで、なったというか笠置町なんで笠置町が主となってやるという
ことになったんですが、これは今回国からそういう指定を受けて新たになったことで
すね。前からだったらこの説明は、その説明では足りないと思いますね、そのとこ
ろどうなんでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

補助金につきましては、行在所については国の補助事業になっておりますので、歳
入予算がございます。令和元年度、31年度につきましては、歳入の予算、国の補助
金は笠置町の一般会計の方で予算化されております。笠置町の予算で歳出は負担金で
組まれております。その負担金を受けて連合の方で歳出の方で委託料を予算で計上し
ております。つまり実際に補助金の執行する契約については、連合長名で契約します。
補助金については管理者である笠置町長名で請求します。という、そういう形になっ
ておりました。これにつきましては、笠置町が管理者の指定を受けられたというのは、
連合出来る以前から受けられておりました。管理者である笠置町さん、連合できてか
らこういった形でやっておりましたが、ここは一旦もう一度整理する必要があるとい
うことで、今回の双方で調整して一番いい方法は何かということ、令和2年度から
は歳入歳出ともに管理者である笠置町さんの方で予算化するのがいいのじゃないか
ということ、そういう整理に至った経過でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

9番、久保君。

◎ 9番（久保 憲司）

あんまりいい事例ではなかったもので、答弁の歯切れが非常に悪いように思いますけ
れども、簡単に言うと昔からそうだったのを今回改めてこれを機会に見直したとこ
ういう話ですね。そういう風に言ってもらった方がスカッと解るんですけど、そうい
うことで間違いないですね。それと国からの補助金が財源であって、笠置町ではもら
って、それが連合では出来なかったからということ笠置町へ返すだけ、その間にワ
ンクッションあるので国にはわからないということ返さないでいいということでは
か。なんかそのようにただいまの説明は聞こえたんですが、これ正式につまびらかに
なったら、笠置町の文化財保護するために笠置町につけた予算は結果としては使われ

なかったということになれば、未執行で国にも返す必要があるんじゃないかと思うんですが、そんなことがこの議会の中で、そんで結構ですと、予算的に認めて我々が手をあげていいものかどうか、ちょっと疑問に思うんですが、そこの考え方はそれでいいんですね。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

国庫補助金につきましては、予算につきましては笠置町の一般会計の方で予算化されております。その関係で補助金については、歳出については負担金ということで歳入歳出予算化されているという形でございます。それについて今後どういう風な整理になるかと言うことはちょっとまだ笠置町の方から情報がいただけてない状況でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

9番、久保君。

◎ 9番（久保 憲司）

すいません。ちょっと違うんじゃないですかね、要は普通に流れていたら何の問題もなかった話ですが、たまたま支払忘れが起こったという状況ですよ、それが最終的に笠置から最後の返事をいただけてないので、何か他人事のようにおっしゃっているように聞こえますが、連合で預かったお金を支払いミスったと言うことがですね、最終的に笠置の判断になにがしか委ねると言うような、もっていきかたと言うのは角度が違うというふうに思います。連合としてきちっと責任ある対応をしなければいけないし、入るときは国から入った金が一旦笠置の中に入って、そこから笠置町の費用中でこちらに措置されてそれが払わなかったと、だから笠置町の持ち出し分がたまたま払われなかったというふうにおっしゃっていますが、それは違いませんか。一番おもとの財源は国からもらったわけでしょ。補助金適化法にかかりませんか。これ。そんな使い方払わなくて、言ったら国に対して報告が必要であるとすればですよ。もらったようにちゃんと仕事もしましたし、お金も払いましたと言う報告は一方で笠置町から国の方へ話されている。実際の金は笠置町の予算から連合へ来たり行ったり来たりということがおこる。それでいいんですと言うのは、これどっかの任意団体がやっているやり取りであるならば、それで問題がないと思いますけれど、こと議会で行政として、今回補正予算が出ていて我々が判断して手の上げ下げをしないといけない中で、額はわずかですからこれをもってどうかと言うのは難しい点はありますけど

も、そういうふうな軽易な考え方はしているところに、そもそもこういった軽微なミスが起こったというところがあるようにも考えられるんですけども、もう少しことは重大ではないのかなというふうに思うんですが、それで間違いないですね。我々はこれから審議の結果、採決を求められるわけです。その採決について間違いない採決をしようと思えばきちっとしたその辺も明確なところを聞かせていただかないと、すでに笠置町議会で議論され、総務委員会で総務委員会か議運やったかどちらかで、それも議論をされて、そして、今日、議会の本会議で迎えている。この間に何日も時間があつたわけで、それが笠置町から返事がいただいておりますので、その部分とは言うようなところで答弁が止まるのは、本当にそれでいいのかどうか責任をもってもう一度答えて下さい。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

説明不足で申し訳ありません。笠置町から返事をいただいていないというのは先ほどご質問いただいた補助金の関係で補助金の方を、歳入は笠置町で受けて実際契約は連合でやっている二つの団体にまたがる歳入歳出の執行になりますので、これで歳出の方が年度内に終わらなかったという、こういう場合についてどういう形になるか、補助金についてはどういうふうな考え方が示されるかということについて、最終的に国、府の判断はどうなったかというのはちょっとまだ聞いていないという状況の話でございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

中副連合長。

◎ 副連合長（中 淳志）

この件について、正式の報告を文書で出してくださいということで、7月9日付けで文書回答、経緯、それから今後の改善策ですね、そうしたものを文書でいただいております。ただ、笠置町といたしましては、国の補助いただいている事業ですので、この補助金の返還問題が生じますと、それについて教育委員会はどのようにお考えですかということ、返還について京都府及び文化庁の方がどのようなお話をされているんですかということで、うちから照会しているはずなんです。それでお返事がきてから予算措置の話、返還の話、過年度分の受け入れの話がございましたから、それはまた教育委員会の方から連絡を待つうちの方でも予算化していかにといかん。この件につきましては、あらかじめ今回の議会にのるということで、全員協議会の方で笠置

町の方で説明だけさせていただいている状態でございます。以上です。

休憩の声

◎ 議長（杉岡 義信）

今の休憩同意に賛成される方おられますか。はい、20分休憩します。

休憩20分

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き再開します。他にありませんか。9番、久保君。

◎ 9番（久保 憲司）

一応、休憩中に色々詳しいことは確認出来ましたので、改めてこの予算の関係について議事をお進めいただきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。5番、西君。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。笠置町は目的があって国からもらっている予算ですが、返還要求がある可能性と言うのはどうでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

補助金につきましては、現在、笠置町の方で歳入歳出整っているということで受けられています。歳出が負担金という項目で今整理されているということで伺っております。今後、この補助金の最終的な契約は終わってまして事業も検査も完了届、検査も終わっているんですが、支払いが年度をまたがったということで、どういう形が一番、どういう形で整理するかということは今府を通して国の方へ聞いているという状態でございます。連合の予算の中では支払いの方を契約通りにしていただいて、それを今払えていないということで今回あげさせていただいている次第でございます。補助金につきましてはどうなるかと言うことは連絡、具体的な返事はまだ出ていないという状態でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番、西君。

◎ 5番（西 昭夫）

5番、西です。これ返事来ていないということであれば認められないということですね。笠置町長どうですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

中副連合長。

◎ 副連合長（中 淳志）

今回の予算につきましては、本事業の受託者の笠置寺の奉賛会に未払いになっているお金を払うという内容でございますので、その当該費用につきましては、過年度分の予算については返還していただくという形になると思います。そのための予算措置でございます。以上です。もう一度説明をします。今回の予算につきましては、受託しているところは笠置寺奉賛会の方に過年度分をお支払い出来ていないので、それをきちっとお支払いをするという内容の予算でございます。過年度払わなかったお金については、当然ながら笠置町の方へ返還していただく予算が出てくると思います。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。鈴木さん。

◎ 6番（鈴木 かほる）

子どもたちの夏休みのことについてお聞きしたいと思います。学校行事などの例年と変わっていると思いますが、例えば、夏のプールがないとか一般的に言われていますが、昔やったら学期の始めとか終わりは結構長い短縮で昼で帰るようなことがありましたけど、夏休みに登校するので、いつものように5時間、6時間の授業をやるのはかなりきついのではないのかなと、南山城小学校の場合やったら運動場で出来なかったら体育館で、体育館そのものが非常に風の通らない熱いところですし、やはり私の勝手な思いですけども夏休みに余分出てきている時間と言うのは、昼に給食を食べて帰るくらいにしないと大変やないかという気があるんですけど、その辺の行事についてのお考え聞かせて下さい。

◎ 議長（杉岡 義信）

鈴木さん、今日は予算の審議で子どものプールがあるのかないのかの話はそれ以外

です。今、一回だけ答弁していただきます。後はないです。教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

はい、コロナによって、学校行事の見直しはかなり進めております。教科と同じ時数確保と言うのも当然ありますし、子どもたちに負担をかけない、ただ教科だけでしたらストレスが溜まってきます。ということで、例えば、プールは健康診断、医師会の方でストップかけられていますので健康診断が受けられませんので、いわゆる水泳指導はやりません。ただし、夏休みは暑いときですからプールには水を入れておいてですね、出来たら、例えば、中間とか昼休みに水あびするとか各学校ごとに考えたりしております。夏休みは今言いましたようにほとんど行事は入れておりません。後は2学期についてですね、近隣では運動会、体育大会、全面中止のところもあるんですが、うちはそんな規模的にも三密充分いけますので、ただし、例年通りの体育祭、運動会は出来ないと思いますが、ここは保護者と地域と協力しあいながら縮小化の形でやっっていこうと思っております。あと、修学旅行、あるいは5年生の林間につきましても、これも三密をさけながらなんとかやっっていきたいと、いずれにしましても子どもたちが、やはり学校生活に秩序と変化と言うのは大事だと思っておりますので、粛々しながらやっっていこうと思っております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

他にありませんか。

「無しという声」

◎ 議長（杉岡 義信）

無ければこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「討論なしの声」

◎ 議長（杉岡 義信）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します、議案第5号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。従って、議案第5号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配布の申し出一覧表のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りします。各委員長か

らの申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和2年相楽東部広域連合議会第2回定例会を閉会します。本日はご苦労様でした。